

1. 質疑回答

(1) 質疑1

質疑: 基準外繰入について、類似団体との比較がしたい。現状と値上げをした場合、それぞれどの程度になるか。

回答: 令和4年第3回審議会資料で整理した類似団体及び滋賀県市町との一般会計繰入金については、総務省から公表されている「令和2年度 地方公営企業決算」を用いて以下の条件で整理を行っているため、一般会計繰入金の試算は可能であるが、基準内外の区分がないため、基準外繰入額の比較は困難な状況である。

- 収益的収支－収入－他会計補助金
- 資本的収支－収入－他会計出資金、他会計補助金
- 公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業を対象

なお、一般会計繰入金には、汚水事業及び雨水事業が含まれているため、各自治体の汚水事業の整備量、雨水事業の割合によって大きく差がでるため、類似団体との比較結果を行ってはいるが、各自治体の整備状況等で差が生じていることを考慮する必要がある。

(2) 質疑2

質疑: 平均家庭の使用料について、彦根市より高いところはこういった事情で高くなっているのか知りたい。

回答: 彦根市の現在の下水道使用料体系は、以下に示すとおりである。

下水道使用料は、一般的に、本市と同様に「従量使用料制と基本料金を設定する二部使用料制」を採用している自治体が多いが、水量区分、使用料単価は各市町により異なっており、各市町における必要な下水道使用料、各水量区分における使用水量の需要により、区分及び単価設定が行われているため、事情の把握は難しいと考えられる。

一般的には、基本料金及び水量区分の小さい範囲の下水道使用料単価は、一般家庭の下水道使用料に影響し、水量区分の大きい範囲の下水道使用料単価は、事業所・工場等の下水道使用料に影響する。

本市においても、令和8年度の下水道使用料の改定に向けて、令和6年度より下水道使用料体系の在り方について、検討を行う予定である。

【彦根市における現在の下水道使用料(1か月)】

区分	基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)
一般排水	1,280円	10立方メートルまで 基本料金のみ 10立方メートルを超え30立方メートルまで 140円 30立方メートルを超え50立方メートルまで 150円 50立方メートルを超え100立方メートルまで 160円 100立方メートルを超える分 170円
特定排水 工事・事業所等 (公衆浴場、公共 施設等を除く)か ら排除される汚水	上記に同じ	10立方メートルを超え750立方メートルまで 一般排水と同じ 750立方メートルを超える分 227円
公衆浴場排水	300立方メートルまで 9,520円	300立方メートルを超える分 72円

※下水道使用料は、基本料金と超過料金の合計額に消費税相当額を加えた金額です。ただし、1円未満の端数は切り捨て。

(3) 質疑3

質疑: 近隣他市町との使用料の比較がもう少ししたい。

回答: 滋賀縣市町と以下の3ケースの下水道使用量における下水道使用料の比較を行う。

25m³/月: 一般家庭を想定。

100m³/月: 5m³/日程度の事業所

1,000m³/月: 50m³/日程度の工場

上記の下水道使用量3ケースにおける下水道使用料は、下表に示すとおりである。

なお、下水道使用料は税込とし、使用水量 1,000m³/月については、特定排水に対する料金単価設定が行われている自治体は、特定排水の料金単価を用いて算定する。

表-1 下水道使用量3ケースにおける下水道使用料

団体名	使用水量 25m ³ /月の使用料	使用水量 100m ³ /月の使用料	使用水量 1,000m ³ /月の使用料
	円/月	円/月	円/月
大津市	3,790	24,052	409,327
彦根市	3,718	16,588	200,563
長浜市	3,579	15,971	200,221
近江八幡市	3,517	15,248	187,328
草津市	3,190	14,080	162,580
守山市	3,300	13,913	185,733
栗東市	3,000	13,486	154,726
甲賀市	3,455	15,484	183,784
野洲市	3,778	15,411	200,761
湖南市	3,741	15,704	211,394
高島市	4,180	15,840	203,800
東近江市	3,760	17,215	199,430
米原市	3,751	16,841	202,026
日野町	3,700	15,290	177,540
竜王町	3,355	13,943	158,318
愛荘町	3,300	14,520	179,520
豊郷町	3,465	15,510	187,660
甲良町	3,400	15,510	187,660
多賀町	3,465	15,510	187,660
平均値	3,550	15,795	198,949

※下水道使用料は税込

下水道使用量3ケースにおける下水道使用料の比較を図-1から図-3に示す。

使用水量 25m³/月については、滋賀縣市町平均 3,550 円/月を比較すると、本市は 3,718m³/円と若干高い状況であるが、滋賀縣市町 19 団体中、7 位(高い方より)である。

使用水量 100m³/月については、滋賀縣市町平均 15,795 円/月を比較すると、本市は 16,558m³/円と概ね平均程度であり、滋賀縣市町 19 団体中、4 位(高い方より)である。

使用水量 1,000m³/月については、滋賀県市町平均 198,949 円/月を比較すると、本市は 200,563m³/月と概ね平均程度であり、滋賀県市町 19 団体中、6 位(高い方より)である。

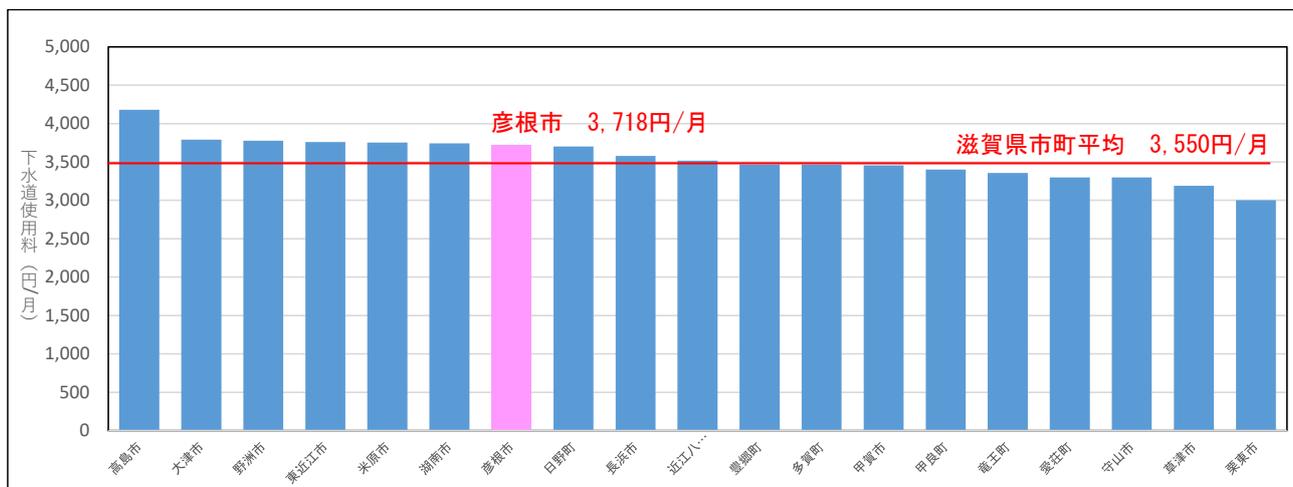


図-1 滋賀県下市町との下水道使用料の比較(25m³/月)

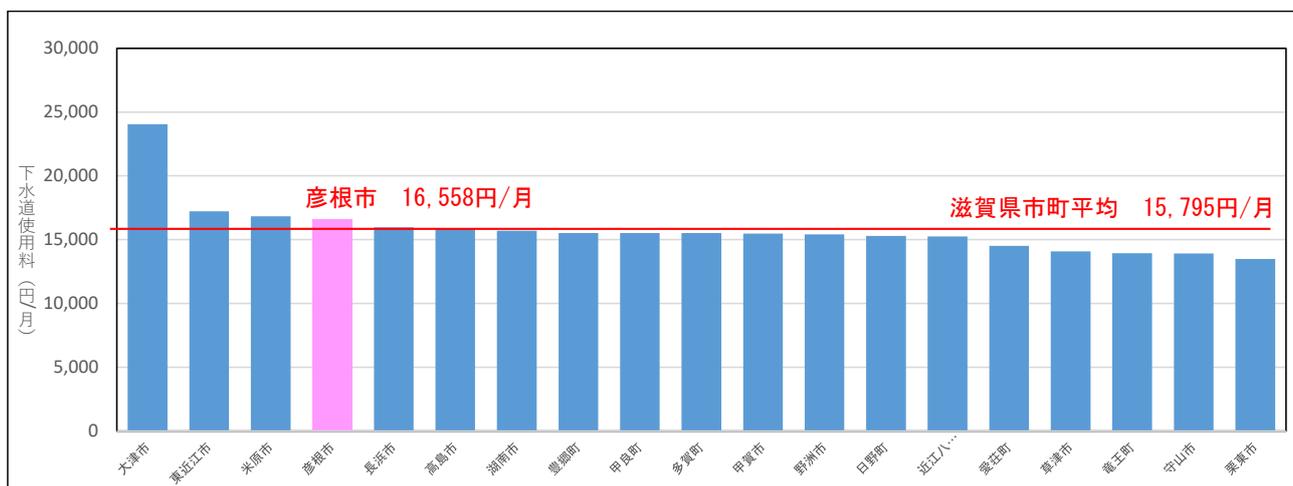


図-2 滋賀県下市町との下水道使用料の比較(100m³/月)

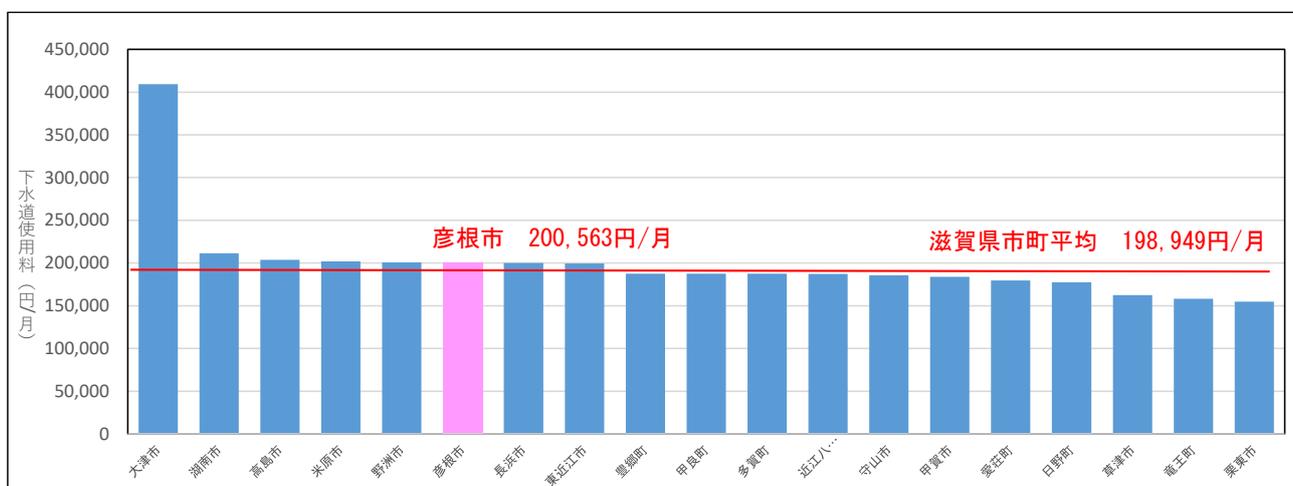


図-3 滋賀県下市町との下水道使用料の比較(1,000m³/月)